

また動物の生息地・繁殖地・渡来地・植物の自生地・地質鉱物などで、学術上価値の高いものがふくまれている。

伝統的建造物群

宿場町・城下町・農漁村などで、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものをいう。

埋蔵文化財

このほか文化財保護法では、地下や水底に埋蔵されていて、普通目につかないものを埋蔵文化財として保護している。これらは発掘調査などで地上にあらわれると、それぞれ有形文化財（考古資料）、有形民俗文化財（風俗習慣に用いられるもの）、記念物（遺跡）などにわけられる。

文化財の指定について

文化財の指定には国指定、県指定、市町村指定がある。

文化財の中で重要なものは、重要文化財・重要無形文化財・重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財・史跡・名

勝・天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区とし、さらに重要なものを国宝・特別史跡・特別名勝・特別天然記念物に指定して、保護につとめている。

指定外の文化財について

指定されない文化財であっても、けっして価値がないのではなく、一つ一つがそれ相当の価値をもち、また将来指定される可能性のあるものである。したがって指定されない文化財もその価値に応じて尊重され、保護されなければならないことはもちろんである。

※以上を図表にすれば次のようになる。